

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭市は、予防接種に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部の機関に委託しているが、委託機関とは個人情報の保護及び取扱事項を遵守するよう契約締結している。

評価実施機関名

千葉県旭市長

公表日

令和5年9月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う。 ①予防接種対象者の抽出、予診票の発行 ②予防接種実施の登録、管理 ③転入者の予防接種履歴の登録、管理 ④未接種者に対する勧奨通知 ⑤統計報告資料作成、データ分析処理 ⑥健康被害救済の給付の支給に関する事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種実施後の接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
③システムの名称	健康管理システム ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法 ・第19条第8号 別表第二 16の2項、3項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠) 1. 番号法 ・第19条第8号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項 2. 別表第二省令 ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康づくり課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康づくり課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-63-8766
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康づくり課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-63-8766

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I－5－② 所属長	健康管理課長 加瀬 幸重	健康管理課長 浪川 勝子	事後	
平成28年4月1日	II－1 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年4月1日	II－2 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	I－5－② 所属長	健康管理課長 浪川 勝子	健康管理課長 木内 喜久子	事後	
平成29年4月1日	II－1 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II－2 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I－5－② 所属長の役職名	健康管理課長 木内 喜久子	課長	事後	
平成31年4月1日	II－1 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II－2 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	I－5－① 部署	健康管理課	健康づくり課	事後	
令和3年4月1日	II－1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II－2 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月26日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課庶務行政班 〒289-2595 千葉県旭市二の1920番地 0479-62-5310	総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5310	事後	
令和3年4月26日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康管理課予防班(旭市保健センター) 〒289-2504 千葉県旭市二の2787番地1 0479-63-8766	健康づくり課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-63-8766	事後	
令和3年5月12日	I－1－② 事務の概要	－	⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供	事後	
令和3年5月12日	I－1－③ システムの名称	－	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年5月12日	I－3 個人番号の利用	－	3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年9月15日	I－4－② 法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法 ・第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19の項	(情報照会の根拠) 1. 番号法 ・第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 千289-2595 千葉県旭市ニの2132番地 0479-62-5310	企画政策課 千289-2595 千葉県旭市ニの2132番地 0479-62-8090	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-1 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-2 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年9月15日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	企画政策課 千289-2595 千葉県旭市ニの2132番地 0479-62-8090	健康づくり課 千289-2595 千葉県旭市ニの2132番地 0479-63-8766	事後	
令和5年9月15日	Ⅱ-1 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月15日	Ⅱ-2 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月15日	I-1-② 事務の概要	⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供	⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種実施後の接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	事後	
令和5年9月15日	I-3 法令上の根拠	3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供)	3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和5年9月15日	I-4-② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法 ・なし 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・なし (情報照会の根拠) 1. 番号法 ・第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19の項 2. 別表第二省令 ・第13条	(情報提供の根拠) 1. 番号法 ・第19条第8号 別表第二 16の2項、3項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠) 1. 番号法 ・第19条第8号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項 2. 別表第二省令 ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	